

# 東関東吹奏楽コンクール実施規定

## ( 総 則 )

- 第1条** コンクールは、各県大会で選出された吹奏楽団体が参加して毎年9月に実施する。
- 第2条** 実施会場は、その年ごとに東関東吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第3条** 選出母体となる県吹奏楽連盟（以下「県連盟」という）は次の通りとする。  
栃木県吹奏楽連盟          一般社団法人 茨城県吹奏楽連盟  
千葉県吹奏楽連盟          神奈川県吹奏楽連盟
- 第4条** 理事会は毎年6月末日までに、その年度の東関東吹奏楽コンクールについての参加要項など必要事項を決定する。

## ( 実施区分 および 参加人員 )

- 第5条** 実施の部は次の通りとし、参加団体は所属する部に参加するものとする。  
① 小学生の部          ② 中学生の部          ③ 高校生の部  
④ 大学の部          ⑤ 職場・一般の部
- 2 中学生の部、高校生の部にA部門（全国大会参加資格有）および少人数バンドの育成および活動の場の提供を目的としたB部門を置く。
- 第6条** 各部・部門の参加人員は次の通りとする。指揮者は、この人数に含めない。  
① 小学生の部……………自 由  
② 中学生の部A部門……50名以内          ③ 高校生の部A部門……55名以内  
④ 中学生の部B部門……30名以内          ⑤ 高校生の部B部門……30名以内  
⑥ 大学の部……………55名以内          ⑦ 職場・一般の部………65名以内
- 2 B部門参加における部員数の制限を以下の通り設ける。第7条第2項の（1）－②，③，（2）－②，③，（3）－②，③に所属する団体については別項でこれを定める。  
中学生の部、高校生の部 B部門……30名以下  
（部員数：当該年度のコンクール申込時点での2，3年生部員の総数。ただし、同一経営の中学校と高等学校が〇〇〇中学校・高等学校として高校生の部に出場する場合は中学校2，3年生と高等学校2，3年生を合わせた部員の総数。また、中等教育学校が高校生の部に出場する場合は2，3，5，6年生を合わせた部員の総数。）
- 参加人員の条件を満たす目的で、入部制限や、入部時期を遅らせたりするなどの行為を禁止する。大会までに発覚した場合は当該年度のコンクールへの参加は認めない場合がある。また、大会後に発覚した場合は賞を取り消す場合がある。
  - コンクールの運営がスムーズに行えるよう、楽器搬入補助員を必ずつけることとする。ただし、その人数は20名以内とする。
  - 万が一参加人員、楽器搬入補助員に増員の要が生じた場合は、その理由と増員数を本大会の2週間前までに各県連盟理事長を通して申請し、理事長の承認を得るものとする。
- 3 第7条第2項の（1）－②，③，（2）－②，③，（3）－②，③に所属する団体が各部・部門へ参加する場合の編成人数の上限は次のとおりとする。  
① 小学生の部 上限は設けない。  
② 高校生の部A部門 該当する部員数または団員数が55名以下とする。

- ③ 中学生の部B部門、高校生の部B部門 該当する部員数または団員数が30名以下とする。  
(部員数・団員数：当該年度のコンクール申込時点における、該当する中学校2、3年生および高等学校2、3年生の部員・団員の総数)

## ( 参加形態 ・ 資 格 )

**第7条** 部員不足により単独の学校単位で参加できなくなる小学生、中学生、高校生へ、参加の機会を広げる趣旨で、小学生の部、中学生の部、高校生の部において以下にあげる参加形態を認める。ただし、構成するそれぞれの学校や地域バンド等は、参加を希望する部門ごとに、該当する吹奏楽連盟の各部門に加盟登録していなければならない。また、編成するにあたり勝利至上主義的な考えが先行しないよう十分配慮する。なお、年齢については問わない。

### 2 各部の参加形態

#### (1) 小学生の部

小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>で構成された団体。

#### (2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生<sup>※1</sup>の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。  
中学生と小学生の合同バンドを認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

エ 県や市区町村等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>で構成された団体。

#### (3) 高校生の部

高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生<sup>※1</sup>、中学生<sup>※2</sup>、高校生<sup>※3</sup>で構成された団体。

(4) 大学の部

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

※3 高校生

学校教育法に定める高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校後期課程（3年間）、特別支援学校の高等部に在籍する生徒をいう。

- 3 その他、第7条第2項（1）－②、③、（2）－②、③、（3）－②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

## 第8条

各部・各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 小学生の部

構成メンバーは、小学校に在籍し、第7条第2項－（1）および、第3項の団体に所属している小学生<sup>※1</sup>とする。

(2) 中学生の部A部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第7条第2項－（2）および、第3項の団体に所属している中学生<sup>※2</sup>とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）

(3) 中学生の部B部門

構成メンバーは、中学校に在籍し、第7条第2項－（2）および、第3項の団体に所属している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。）ただし、県コンクールA部門に出演する団体は、参加できない。

(4) 高校生の部A部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第7条第2項－（3）および、第3項の団体に所属している高校生<sup>※3</sup>とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）

(5) 高校生の部B部門

構成メンバーは、高等学校に在籍し、第7条第2項－（3）および、第3項の団体に所属している高校生とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生、中学生の参加は認める。）ただし、県コンクールA部門に出演する団体は、参加できない。

(6) 大学の部

構成メンバーは、同一大学（大学院も含む）に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(7) 職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第9条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

- 2 高校生の部において、第7条第2項の（3）－③の団体ならびに、定時制高校、通信制高校（全日制に定通制の生徒が入る場合も含む）は、上位大会への推薦対象としない。

※ 一般団体に所属する小学生、中学生、高校生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会

に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となる。

- ・ 構成員のうち小学生のみで小学生の部に出場する場合。  
→ 小学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち中学生のみ、または小学生および中学生で、中学生の部に出場する場合。  
→ 中学生部門への加盟登録も必要。
- ・ 構成員のうち高校生のみ、または小学生や中学生を併せて、高校生の部に出場する場合。→ 高校生部門への加盟登録も必要。

**第 9 条** 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出演することは認めない。また課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

**第 10 条** 指揮者の資格については制限しないが、次の事項は厳守すること。

- ① 課題曲・自由曲とも同一人が指揮をすること。
- ② 県予選時の指揮者と同一人が指揮をすること。ただし、以下により常任理事会が認めた場合は指揮者を変更することができる。
  - ・ 指揮者変更の理由と変更後の指揮者が明記された指揮者変更願が本大会の2週間前までに県連盟理事長を通して理事長へ提出された場合。
  - ・ 緊急のトラブルにより、参加団体の代表者から理事長へ指揮者変更願が提出された場合。
- ③ 同一の指揮者が本規定第5条に規定する「同一の部」の、二つ以上の団体に重複して指揮をすることは認めない。

**第 11 条** 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

※ 職場・一般の部については、楽器名・氏名を記載した出演者名簿を、大学の部については、楽器名・氏名・学部・学科・学年を記載した出演者名簿を東関東吹奏楽連盟事務局へ提出すること。

**第 12 条** 本規定第6～10条、ならびに第13～21条の各項に抵触した団体は、理事会の判断により失格、またはペナルティを科すことがある。

## ( 課題曲・自由曲 および 演奏時間 )

**第 13 条** 課題曲は、スコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用および曲中のスカット（声）は認める。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。

- 2 課題曲・自由曲ともにヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベースを含む）を使用することはできない。

**第 14 条** 中学生の部A部門、高校生の部A部門、大学の部、職場・一般の部に出演する団体は、その年度に選定された課題曲を演奏し、後に各自選定の自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

**第 15 条** 小学生の部、中学生の部B部門、高校生の部B部門に出演する団体は、自由曲一曲を演奏して審査を受けるものとする。（A部門の課題曲を用いてもよい）

- 2 ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、電子楽器（エレキベースを含む）を使用することはできない。ただし、小学生の部については、低音楽器の補助としてエレキベースのみ使用を認める。

**第 1 6 条** 課題曲および自由曲は県予選で用いたものとする。

**第 1 7 条** 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンクールに出演することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後(没後) 70 年(国によっては 50 年)を経っていない大半の作品には著作権が存在する。  
2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。  
3) 出版楽譜においても日本国内での演奏許諾がないものがある。

**第 1 8 条** 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて 12 分以内とする。自由曲のみの部門は 7 分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。各部門とも演奏時間が超過した場合は失格として審査の対象としない。

**第 1 9 条** 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時にその旨を東関東吹奏楽連盟に申請し、許可を受けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。

**第 2 0 条** 指揮台、指揮者用譜面台、演奏者用譜面台は常設とする。(ただし、小学生の部は除く)

**第 2 1 条** ステージ上へハーブの台やコントラバスの台、自前の反響板や平台等を持ち込むことはできない。

**第 2 2 条** 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則として失格とし、審査の対象としない。

**第 2 3 条** 出演順序は毎年総会において決定する。ただし、実施部門順はその年度ごとに理事会において決定する。

### ( 演奏に関する諸権利 )

**第 2 4 条** コンクール出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は東関東吹奏楽連盟に帰属し、東関東吹奏楽連盟がこれを利用することについてコンクール出演者は何らの異議を申し立てることができない。

- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
  - ② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
  - ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
  - ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

### ( 審査 および 表彰 )

**第 2 5 条** 東関東吹奏楽コンクールの審査員はその年ごとに各県より推薦された者から、理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として 7 名とする。

**第 2 6 条** 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。  
上記に違反したことが発覚した場合、または主催者が違反行為に該当すると判断した場合、小学生、中学生、高校生の部においてはその年度の指導者(指揮者)の参加を認めない。大学、職場・一般の部においては当該団体のコンクール参加を認めない。大会終了後に発

覚した場合は入賞を取り消しとする。

- 2 審査結果について直接審査員に問い合わせること、異議申し立てをすることを禁止する。  
万一その事実があった場合は賞を取り消し、次年度の参加を認めない場合がある。

**第27条** 審査方法は理事会の定める東関東吹奏楽コンクール審査内規による。

**第28条** 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の7分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

**第29条** 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。タイムオーバーの団体には参加賞を贈る。

## ( 県 代 表 )

**第30条** 東関東吹奏楽コンクールに各県より選出する団体数は、小学生の部、中学生の部、高校生の部、職場・一般の部はそれぞれ2団体、大学の部は1団体を基準とし、さらに前年度の各県各部門のコンクール参加団体数を勘案して、その年度ごとに理事会で定める。

**第31条** 各県は東関東吹奏楽コンクール開催日の2週間以前に県コンクールを実施し、代表団体を東関東吹奏楽連盟に報告する。

## ( 全日本吹奏楽コンクールへの推薦 )

**第32条** 全日本吹奏楽コンクールへの推薦団体数は次の通りとする。

- (1) 中学生の部A部門、高校生の部A部門(第7条第2項(2)－③の団体を除く)、大学の部、職場・一般の部の金賞団体の中から、その年度に全日本吹奏楽連盟が決定する団体数を東関東支部代表として推薦する。ただし、中学生の部、高校生の部においては、第7条第3項の団体を除く場合がある。

令和8年度代表団体数

|          |     |
|----------|-----|
| 中学生の部A部門 | 3団体 |
| 高校生の部A部門 | 3団体 |
| 大学の部     | 1団体 |
| 職場・一般の部  | 3団体 |

- (2) 全日本吹奏楽コンクールへの出演順は、推薦を受けた団体により東関東支部分について新たに抽選し決定する。

- (3) 参加申込書の「全国大会に推薦された場合」について【出場可】に○印をつけた団体の中から推薦団体を決定する。

## ( 東日本学校吹奏楽大会への推薦 )

**第33条** 東日本学校吹奏楽大会への推薦団体は次の通りとする。

- ① 小学生の部、中学生の部B部門、高校生の部B部門(第7条第2項(3)－③の団体を除く)の金賞団体の中から、年度ごとに東日本学校吹奏楽大会企画委員会の決定する団体数を東関東吹奏楽連盟代表として推薦する。ただし、中学生の部、高校生の部においては、第7条第3項の団体を除く場合がある。

令和8年度代表団体数

|          |     |
|----------|-----|
| 小学生の部    | 2団体 |
| 中学生の部B部門 | 6団体 |

高校生の部B部門 3団体

- ② 東日本学校吹奏楽大会への出演順は、推薦を受けた団体により東関東吹奏楽連盟分について新たに抽選して決定する。
- ③ 小学生の部において、同一団体が「全日本小学生バンドフェスティバル」と「東日本学校吹奏楽大会」の両大会へ出演することはできない。
- ④ 参加申込書の「東日本大会に推薦された場合」について【出場可】に○印を付けた団体の中から推薦団体を決定する。

## ( そ の 他 )

**第34条** コンクール実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

**第35条** 東関東吹奏楽コンクール実行委員会はその年度ごとに選出する。

**第36条** その他開催上の細目については実行委員会が定める。

**第37条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

**第38条** (付則)

- 1 この規定は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 平成21年12月 5日 一部改定
- 3 平成22年 9月18日 一部改定
- 4 平成23年12月 3日 一部改定
- 5 平成24年 4月30日 一部改定
- 6 平成24年 6月 9日 一部改定
- 7 平成25年 1月27日 一部改定
- 8 平成25年11月30日 一部改定
- 9 平成26年 5月 3日 一部改定
- 10 平成26年 9月21日 一部改定
- 11 平成28年 1月24日 一部改定
- 12 令和 元年 5月 3日 一部改定
- 13 令和 元年 6月 8日 一部改定
- 14 令和 4年 4月 1日 一部改定
- 15 令和 4年 4月 5日 一部改定
- 16 令和 5年 3月16日 一部改定
- 17 令和 6年 5月 3日 一部改定
- 18 令和 7年 1月26日 一部改定
- 19 令和 8年 4月 1日 一部改定